

広島県教育委員会教育長訓令第八号

本 地 方 機 関 庁
 県 立 学 校
 学校以外の教育機関

広島県教育委員会公印規程施行細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年七月二十日

広島県教育委員会
 教育長 平川 理 恵

広島県教育委員会公印規程施行細則の一部を改正する訓令

広島県教育委員会公印規程施行細則（昭和五十五年広島県教育委員会教育長訓令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表 種 類 1 — 3 (略)	印 刻 文 字 (略)	別表 種 類 1 — 3 (略)	印 刻 文 字 (略)
4—10 (略)	(略)	5 教育委員 会事務局部長印 5 の 2 教育委員 会事務局総括官印 6 教育委員 会事務局課長印 6 の 2 教育委員 会事務局乳幼児教 育支援センター長 印 7 教育委員 会事務局室長印 8—14 (略)	広島県教育委員会事務 局部長 広島県教育委員会事 務局総括官 広島県教育委員会事 務局課長 広島県教育委員会事 務局乳幼児教育支援 センター長 広島県教育委員会事 務局室長 (略)

附 則

この教育委員会教育長訓令は、令和三年八月一日から施行する。